

広島市固定資産評価審査委員会規程第1号

令和8年3月30日

広島市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程をここに公表する。

広島市固定資産評価審査委員会

委員長 長場 誠

広島市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

広島市固定資産評価審査委員会規程（平成11年広島市固定資産評価審査委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り上げ、第20条の前に次の1条を加える。

（情報通信技術による手続）

第19条 委員会に係る手続を情報通信技術を利用する方法により行う場合については、市長の事務部局の例による。

第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。